平成27年3月11日 道本地第8776号

/警察本部各部、所属の長/警察本部長/各方面本部長/各警察署長/宛て交番・駐在所連絡協議会制度については、これまで「交番・駐在所連絡協議会運営要綱の制定について」(平25.2.7道本地5782号。以下「旧通達」という。)に基づき運用してきたところであるが、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「交番・駐在所連絡協議会運営要綱」を制定し、平成27年4月1日から運用することとしたので、所属職員への周知を図り、効果的な運用に努められたい。

なお、旧通達は、平成27年4月1日付けで廃止する。

記

第1 見直しの要点

- 1 定期会議の開催回数を、当該年度に「4回以上」から「1回以上」に見直した。
- 2 警察本部への報告を、「四半期ごと」から「半期ごと」に見直した。

第2 要綱の解釈及び運用方針

項目	解釈・運用方針
1 趣旨(第1の	(1) この要綱は、交番・駐在所連絡協議会(以下「連絡協議
事項関係)	会」という。)の設置及び運営に関して定めたものであり、
	道警察の全ての連絡協議会に適用する。
	(2) 警察署長は、管内の連絡協議会の特性に応じてこの要綱
	とは別に、会則や規約(以下「会則等」という。)を制定
	することができる。
	(3) 会則等を制定する場合は、あらかじめ警察本部地域企画
	課長(札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方
	面本部の地域課長)と協議すること。
2 設置(第3の	(1) 単位連絡協議会は、地域の一体性、共同性など地域の特
事項関係)	性に応じて設置するものであり、交番等のグループ運用又
	はブロック運用に合わせて安易に設置しないこと。
	(2) アパート、マンション等の住民の入れ替わりが激しい地
	域又は繁華街、歓楽街等において職種等連絡協議会を設置
	する場合で、その目的を十分に達成し得ると認められると
	きは、所管区連絡協議会を設置しなくてもよい。
	(3) 警察署長は、単位連絡協議会又は職種等連絡協議会を設
	置し、又は廃止する場合は、あらかじめ警察本部地域企画
	課長(札幌方面以外の方面の警察署長にあっては、当該方
	面本部の地域課長)と協議すること。
	(4) 既存の連絡協議会を整理・統合するなど運用の見直しを
	する場合には、あらかじめ委員に十分その趣旨を説明し、
	理解と協力が得られるように配意すること。
	(5) 連絡協議会を設置し、又は廃止したときは、その都度、

連絡協議会設置(廃止)票(別記第1号様式)を作成の上、 その写しを警察本部地域企画課に送付(札幌方面以外の方 面の警察署にあっては、当該方面本部の地域課を経由)す ること。

(6) 連絡協議会運営状況一覧表(別記第2号様式)は、毎年 4月1日現在で作成し、記載事項に変更が生じたときは、 その都度補正すること。

3 組織(第4の|(1) 委員の選定 事項関係)

- ア 広く地域住民等からの意見、要望等を聴取するため、 委員が特定の地域、自治会、年齢層等に偏らないよう配 意すること。
- イ 委員の選定に際しては、他部門と緊密に連携し、幹部 会議等を開催して総合的に決定すること。
- ウ 連絡協議会の効果的な運営を図るため、コミュニティ ・リーダーとしての影響力等を考慮し、委員の過半数は 次に掲げる者の中から選定するよう配意すること。
 - (7) 自治会、町内会等の役員
 - (イ) 自治体又は公的機関の職員
 - (ウ) 防犯協会、交通安全協会等の関係者
- エ 職種等連絡協議会の場合は、第4の2の事項中「職業、 年齢、性別等を考慮して、幅広く」とあるのは、「その 目的等に即して」と読み替えるものとする。
- (2) 委員の人数

委員の人数は、連絡協議会の円滑な運営と会議の効果等 を勘案し、おおむね10人程度とすること。

なお、管内人口が僅少である等の理由により、上記人数 を確保することが困難な場合は、管内の実情に応じた人数 とするが、その場合においても、5人以上は確保すること。

- (3) 運営担当者
 - ア 連絡協議会は、所管区責任に基づき交番等の全勤務員 が一体となって運営に当たる必要があることから、連絡 協議会を組織した交番等の全勤務員を運営担当者とした。 したがって、複数の交番等を統合して単位連絡協議会を 設置する場合は、それぞれの交番等の全勤務員が運営担 当者となる。
 - イ 運営担当者は、連絡協議会の開催時以外においても、 委員宅を定期的に訪問するなど、良好な関係の保持に努 めること。
- (4) 運営責任者

ア 運営責任者は、対外的な窓口となり、円滑な運営を図

るため、階級及び当該交番等における配置経過年数等を 踏まえて指定すること。

- イ 運営責任者は、連絡協議会の開催に当たり、開催日時 及び場所、出席者、検討又は協議事項その他必要な事項 を定め、あらかじめ委員、運営担当者等に周知してその 効果的な運営に努めること。
- ウ 運営責任者の指定は、連絡協議会運営状況一覧(別記 第2号様式)をもって行うこと。

4 委員の委嘱(第|(1) 任期

5の事項関係)

- ア 委嘱期間は、原則として4月1日から2年間とする。
- イ 再任を妨げないが、長期間特定の者を任用する場合は 特段の配意をすること。
- ウ 委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任 者の残任期間とする。
- (2) 解嘱
 - ア 警察署長は、委員が次のいずれかに該当すると認 めた場合は、解嘱することができる。
 - (ア) 委員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (4) 本人から辞退の申出があったとき。
 - (ウ) 本人が死亡したとき。
 - (エ) 異動等により居住地、勤務先が所管区外となり、 会議への参画が見込めないとき。
 - (オ) 会議への参画意識が低調なとき。
 - イ 解嘱により会議の運営に支障を来す場合は、後任 の委員を補充すること。
 - ウ 委嘱状の返納は解嘱の要件ではないが、委員の肩 書を利用していた場合など、委嘱状が悪用されるお それがある場合は確実に回収すること。
- (3) 連絡協議会委員名簿は、委嘱の都度、作成すること。

事項関係

- 5 会議(第6の|(1) 定期会議は、警察活動の重点及び地域の行事等を勘案し、 あらかじめ当該年度における開催計画を策定の上、1回以 上開催すること。
 - (2) 臨時会議においては、地域住民等に対し、情報の正確な 伝達、緊急時における連絡方法の確立、必要な協力要請等 を行い、地域住民等の不安感の解消に努めるほか、地域住 民等とともに対策を検討・協議し、その結果を所管区活動 に反映させること。
 - (3) 会議の議題に応じて、次に掲げるような委員以外の地域 住民等の参画を得ること。 なお、委員以外の者に会議への参加を要請する場合には、

事前に地域警察幹部等と人選について検討すること。

- 児童対象の声掛け事案が連続的に発生しているような 場合には、学校関係者、PTA役員等
- イ 街路灯の設置要望等の環境整備問題の場合には、対象 地区の自治体役員、住民等
- ウ 高齢者の安全対策の場合には、自治体役員、ボランテ ィア団体の関係者等

(第7の事項関 係)

- 6 連絡協議事項 (1) 連絡協議会では、警察からの連絡や地域住民等の意見、 要望等の聴取のみに終わることなく、相互に必要な検討・ 協議を通じて地域住民等とともに地域における問題への対 応策を見いだすこと。
 - (2) 連絡協議事項として、次に掲げるような具体的な議題を 決めて、検討・協議すること。
 - ア 交番等の活動状況
 - イ 地域住民等に身近な犯罪等の発生状況
 - ウ 地域の抱える問題、行事等の進め方
 - (3) 地域住民等が真に解決を望んでいる身近な問題について は、積極的に「はまなす活動」として取り組み、交番等の 勤務員と地域住民等との協働により根源的な解決を目指す こと。
 - (4) 要望事項等の措置状況については、速やかに参加者に連 絡するとともに、措置に時間を要するような問題等につい ては、計画的に推進するなど適切な処理が行われるよう配 意すること。
 - (5) 会議資料として、ミニ広報紙、事件事故の統計資料等を 効果的に活用すること。
 - (6) 欠席者がいる場合は、会議結果や協議内容について連絡 し、その後の連絡協議会の運営に支障を来さないようにす ること。

事項関係)

- 7 報告(第8の (1) 連絡協議会開催結果記録簿(別記第5号様式)は、警察 署の地域警察担当課(係)に備え付けるものとし、交番等 において必要がある場合は、その写しを保存すること。
 - (2) 各警察署は、半期ごとに、連絡協議会運営状況一覧(別) 記第2号様式)及び連絡協議会開催結果記録簿(別記第5 号様式)の写しを、翌月10日までに、警察本部地域企画課 に送付(札幌方面以外の方面の警察署にあっては、当該方 面本部の地域課を経由)すること。

第3 留意事項

1 地域警察幹部は、交番等の勤務員に対し、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等に ついて事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要 に応じて、他機関との連絡調整など具体的な支援措置をとること。

2 前事項に定めるもののほか、警察署長は、必要な場合には関係部門の幹部等を会議 に参加させ又は支援させるなど、組織的かつ適切な運営に努めること。

別添

交番・駐在所連絡協議会運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

第2目的

連絡協議会は、交番又は駐在所(以下「交番等」という。)の勤務員が所管区責任に基づき、地域住民等(事業所、公的機関、団体等に勤務する者を含む。以下同じ。)の日常生活に身近な犯罪、事故、災害(以下「犯罪等」という。)の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討・協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

第3 設置

- 1 連絡協議会は、原則として、交番等の所管区ごとに設置するもの(以下「所管区連絡協議会」という。)とする。ただし、地域の特性に応じ、所管区を分割し、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することが適当と認める場合は、当該所管区を分割し、又は統合する地域を単位とする連絡協議会(以下「単位連絡協議会」という。)を設置することができる。
- 2 所管区連絡協議会又は単位連絡協議会ではその目的を達成し難いと認める場合において、職種、地区等に着目した連絡協議会を設置することが効果的と認めるときは、次に掲げるような目的等を限定した連絡協議会(以下「職種等連絡協議会」という。)を別に設置することができる。
 - (1) 住民の入れ替わりが激しい団地、アパート、マンション等における防犯指導等を推進するため、これらの管理者による連絡協議会
 - (2) 総合的な繁華街・歓楽街対策を推進するため、これら地域の商店の経営者や雑居ビルの管理者等による連絡協議会
 - (3) 外国人居住者等の保護対策を推進するため、外国人居住者等による連絡協議会
- 3 警察署長は、警察署に連絡協議会設置(廃止)票(別記第1号様式)を備え付け、 連絡協議会の設置状況を明らかにしておかなければならない。
- 4 警察署長は、連絡協議会の運営状況を把握するため、警察署に連絡協議会運営状況 一覧表(別記第2号様式)を備え付け、その状況を記録しておかなければならない。

第4 組織

- 1 連絡協議会は、委員及び運営担当者をもって構成する。
- 2 委員は、地域の実情に精通し、かつ、住民等からの信望が厚い者の中から、職業、 年齢、性別等を考慮して、幅広く選定すること。
- 3 運営担当者は、連絡協議会を設置した交番等の全勤務員をもって充てる。

- 4 警察署長は、連絡協議会ごとに、運営担当者の中から適任者を運営責任者として指定するものとする。
- 5 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

第5 委員の委嘱及び解嘱

- 1 委員の委嘱は、委嘱状(別記第3号様式)を交付して行うものとする。
- 2 委員の任期は原則として2年とし、再任を妨げないものとする。
- 3 警察署長は、委員としてふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある ときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。
- 4 解嘱に当たっては、本人又はこれに代わる者に口頭又は文書で通知するものとする。
- 5 委員を解嘱した場合は、必要に応じて委嘱状を回収すること。
- 6 警察署長は、警察署に連絡協議会委員名簿(別記第4号様式)を備え付け、委員の 委嘱状況を明らかにしておかなければならない。

第6 会議

- 1 連絡協議会の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- 2 定期会議は、当該年度に1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域において犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるな ど地域の問題解決に必要が生じた場合に随時開催するものとする。
- 4 会議の開催に当たっては、議題等に応じて、地域警察幹部又は関係部門の警察官、 委員以外の地域住民等の参画を得るものとする。

第7 連絡協議事項

連絡協議会では、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全と 平穏に関する問題について連絡するとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討 ・協議を行うものとする。

第8 報告

運営責任者は、連絡協議会を開催した都度、連絡協議会開催結果記録簿(別記第5号 様式)を作成し、警察署長まで報告すること。

第9 庶務

連絡協議会の庶務は、当該交番等において処理するものとする。

別記様式省略